## 申請理由における添付資料について

## ①地震や火災等に被災した場合

- プ 地震の場合、自治体から発行される「罹災証明書」、もしくは「被災証明書」※コピー可
- ┌字 火災の場合、消防署から発行される「罹災証明書」※コピー可能

## ②病気療養中の場合

☆ 療養中であることがわかる、病院等から発行される「診断書」や「病状証明書」※コピー可 ※申請時点で、療養中と証明できる発行日や診断内容のもの

## ③失業、または離職中の場合

- ↑ 税務所や自治体から発行される「廃業届(控え)」や「廃業届証明書」 ※コピー可
- ┌⇒ 会社から発行される退職証明書、もしくは「離職票」 ※コピー可
- <u>④奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く)など、他の借入金の償還(返済)猶</u> 予を受けている場合
  - ┌テ申請時点で、借入金の償還(返済)猶予を受けていることがわかる書類 ※コピー可
- ⑤自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還(返済)猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合
  - (ア) 「自立相談支援機関の調査意見書」原本 ※同封しておりません。 自立相談支援機関に相談し、自立相談支援機関が作成(押印、もしくは受付印必須) された ものになりますので、まずは、お住まいの市町村を担当する自立相談支援機関(同封資料参照) に、連絡してください。※岡山県外にお住まいの場合は、下記「償還事務処理センター」へご相談ください。
- ⑥上記と同程度の事由により、償還(返済)することが著しく困難である場合 ※岡山県社会福祉協議会会長が認める場合に限ります。本会による面談等を行います。 ・ 本会より電話連絡させていただき、面談等の実施にともなう調整をいたします。
- 質問 1. いつの時点の資料を提出すればよいのですか?
- 回答 1. 貸付決定(送金)以降の日付の資料を提出願います。
  - ※②の場合は、申請時点で療養中と証明できる発行日や診断内容のもの
  - ※④の場合は、申請時点で借入金の償還(返済)猶予を受けていることがわかる書類
- 質問2. 猶予される期間はどれくらいですか?また、償還(返済) することもできますか?
- 回答 2. 猶予される期間は 1 年です。猶予されている間に償還(返済)ができることになった場合、 償還(返済)は可能ですので、以下までご相談ください。

お問い合わせ先: 岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター 申請書等送付先 2000-5526-9479(平日9:00-17:00)